



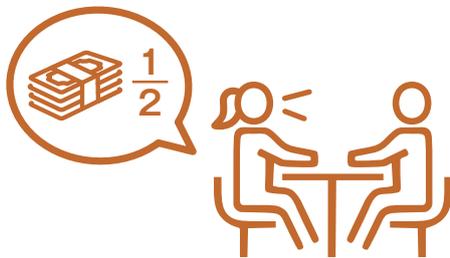
相続の権利と公平

MUFG相続研究所 主任研究員 入江 誠 (いりえ まこと)

現在の日本の民法では、親が亡くなったときの子供の法定相続割合は、性別、年齢、嫡非に拘わらず均等です。但し、親が、割合を変えて承継させたい、或いは、自宅や自社株式などの特定の財産を、特定の子供に引き継がせたい、と考えたときは、遺言を遺すことによって、その想いを実現することができます。



もっとも、あまりに極端な割合の変更、例えば、2人の子供のうち一方に全財産を遺し、他方には一切財産を渡さないような遺言については、財産を一切受け取らない子供は、全財産を相続した方に、法定相続割合の2分の1に相当する金銭を請求することができます。もし、話し合いがつかなければ、法的な手段に訴えて取得することができます。この権利を遺留分侵害額請求権といいます。ちなみに、従前は、対価としての金銭ではなく、相続財産そのものを請求することができたため、場合によっては、遺言の執行を一旦止めさせることもできましたが、2019年7月に施行された改正民法により、金銭債権としての請求に限定されました。



このような、子供の法定相続割合は均等、或いは、最低限の権利としての遺留分の存在は、日本の相続法制の基本的な特徴といえ、当たり前のようにも思えますが、全てのケースにおいて絶対的に正しい考え方なのか、というと、そうでないこともあるように思います。以下の2つのケース

について、皆さまは、どのような感想をもたれるでしょうか？

〈ケース①〉姉妹の幸せ

仲のよい姉妹がいた。姉は軽い知的障害があり、人を信じやすく、財産を自分で管理することに不安を感じていた。妹は姉思いの優しい性格で、しっかり者であった。姉は妹を頼りにしていた。

父親は、姉の将来を心配し、遺言で全財産を妹に遺し、姉の面倒をみてもらうことを託した。妹も当然そのつもりで、姉も異存なかった。

次ページへつづく▶

姉の知り合いが、「遺留分を侵害されているから損をしている。請求するのが当然だ。」と、アドバイスした。姉は弁護士に相談し、遺留分侵害額請求を行い、財産を取得した。

弁護士は、妹が姉と、直接、遺留分を巡る話し合いをすることを禁止し、交渉は全て弁護士が間に入った。姉妹の仲は冷え、疎遠になった。その後、姉は、助言してくれた知り合いに騙され、取得した財産を全て失った。



このケースは、いわゆる典型的な遺留分侵害事案です。遺留分の立法趣旨、根拠は、いくつかありますが、いずれにせよ、直系の相続人に最低限保障されるべき権利、侵害してはいけない権利という考え方が一般的です。法律の専門家に相談したら、権利がある以上、請求することを強く勧められることが多いと思います。ですが、それが本当に将来にわたって幸福をもたらすかは別問題ではないでしょうか。

さて、次の物語は如何でしょう。相続においては、必ずしも物理的、経済的な均等が当事者全員にとって“公平”であるとは限らないということが言えると思います。

〈ケース②〉兄弟の考え

二人の兄弟が住んでいた。兄は結婚し、妻も子供もあり、弟の方は独身だった。二人とも働き者の農夫だったが、父親が死んだときに父親の財産を二人で分けた。

収穫されたリンゴやトウモロコシはお互い公平に二等分してそれぞれの納屋に納めた。夜になると弟のほうは、兄貴は女房子供がいて、いろいろたいへんだらうから、自分のものを少し分けてあげようと思って、兄貴のほうの納屋に相当の量に移しかえた。

兄貴もまた逆に、自分は子供がいるから老後はちゃんと見てもらえる、弟は独身だから、老後のために備えがなければいけないと考え、やはりトウモロコシやリンゴを弟の納屋に運んだ。

朝、兄弟がお互いの納屋に行くと、昨日と同じ量の収穫物がそこに置かれていた。

次の晩も次の晩も同じことが繰り返され、三晩続いた。

次の夜、兄弟お互いに相手の納屋に運ぶ途中、すれ違いざまに出会ってしまった。

そこで二人ともお互いにごどう思い合っていたかわかった。二人は作物を放り出し、抱き合って泣いた。



出典：「ユダヤ五〇〇〇年の知恵～聖典タルムード発想の秘密～」ラビ・M・トケイヤー 著 加瀬英明 訳 講談社+α文庫

「不公平だ」という思いが、争いの原因ではなく、絆を深めるきっかけになることも、まぎれもない事実だと思えます。